

未公開株・社債等の勧誘にはご注意を！

平成23年11月4日
日本証券業協会

未公開株・社債等の勧誘にはご注意を！

Contents

1. 未公開株・社債等の被害実態
2. 未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会
3. 未公開株通報専用コールセンター
4. 未公開株コールセンター被害相談状況①～⑤
5. 未公開株・社債等詐欺の巧妙な勧誘手口①～⑥
6. 未公開株・社債等の被害にあわないためのアドバイス
7. 未公開株・社債等トラブル連絡先

1. 未公開株・社債等の被害実態

全国の消費生活センターには、未公開株や社債に関する相談が、多数寄せられています。

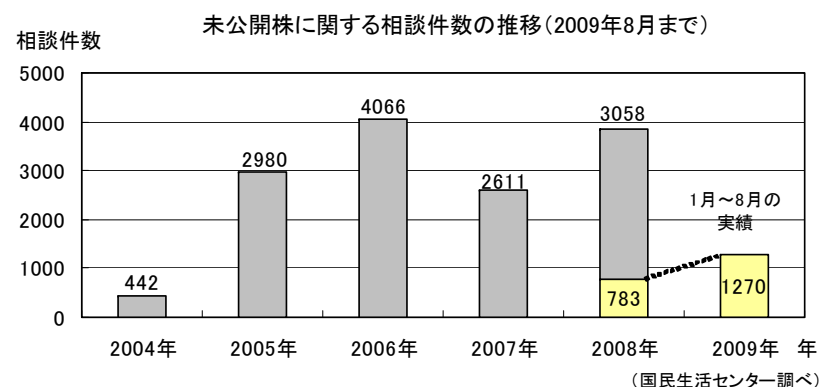
- 契約者の多くが60歳以上の高齢者です。
- 支払金額の合計額は、2010年度(2011年1月31日現在)だけでも約283億円(2001年度以降の累計は約860億円)にのぼります。
- なかには「老後の蓄えをすべて失ってしまった」といった深刻な被害も見られます。

(国民生活センター発表資料より)

2. 未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会

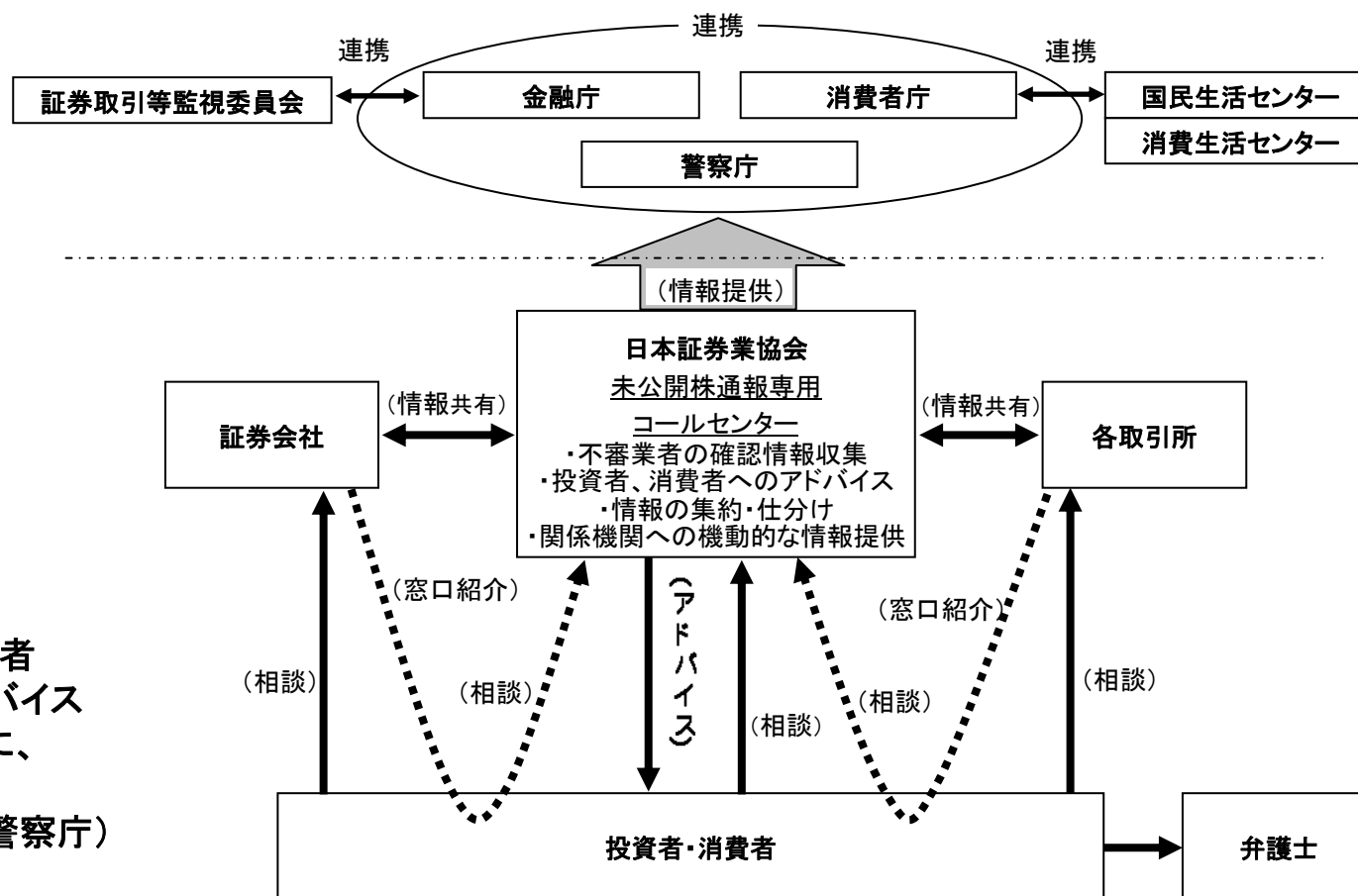
- 平成21年9月:「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」設置
 - 行政と共に民間レベルでできる対策を検討
 - 積極的な被害防止への対応
 - 証券市場の信頼性の確保

(2009年の相談件数は、6,116件)



- 「未公開株式の投資勧誘に被害防止に向けた具体的な方策について」(平成22年1月) 報告書に記載された具体的な施策
 1. 未然防止策 ～周知広報活動
 - ・ リーフレット、ポスターの作成、配布
 - ・ 講演会での注意喚起
 - ・ 対応マニュアルの作成
 2. 情報集約
 - ・ 本協会内に未公開株専用コールセンターを設置(平成22年4月)
 - ・ 情報集約と行政への提供、行政の連携による一層の取組み強化
 3. その他
 - ・ 協会規則での自己募集への対応の検討

3. 未公開株通報専用コールセンター



□平成22年4月1日開設

【目的】

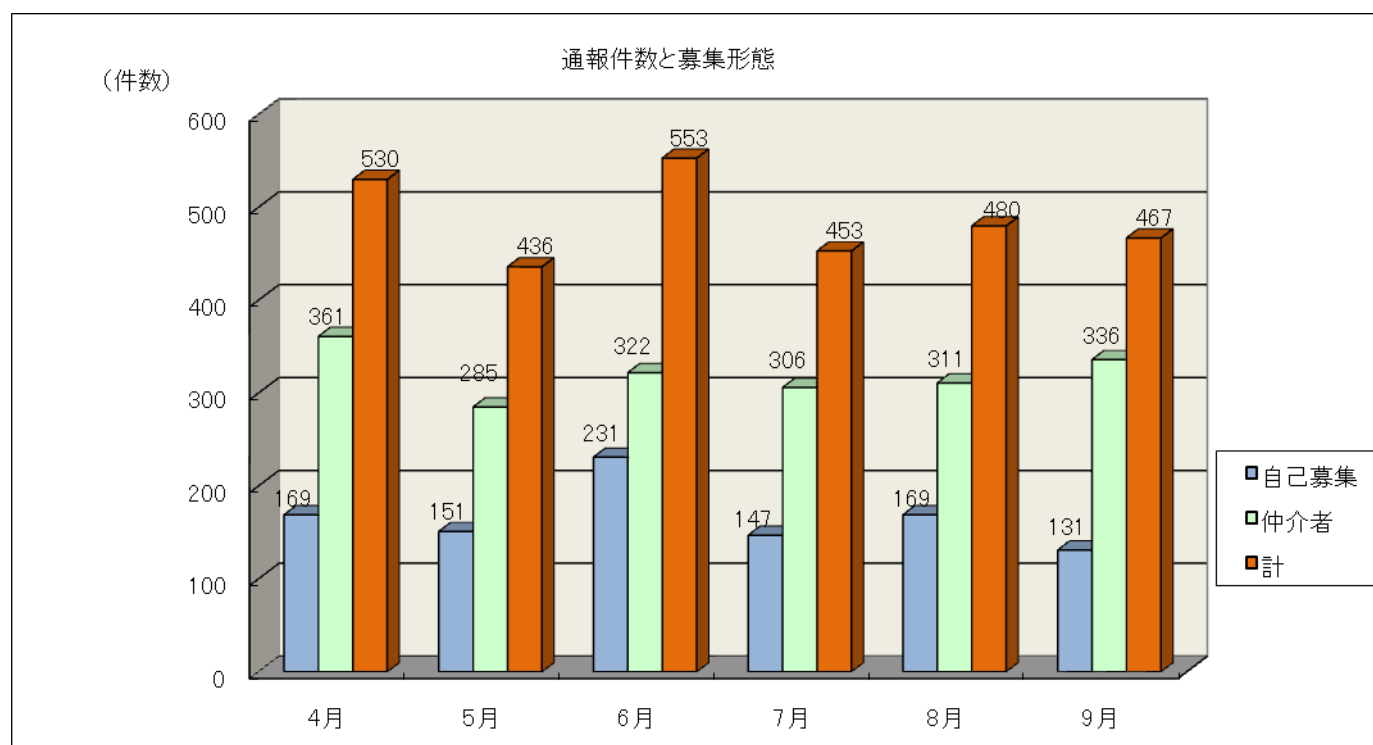
情報の一元化を図り、相談者に対して迅速、適切なアドバイスができる態勢にするとともに、集まった情報について、行政(金融庁、消費者庁、警察庁)に提供する。

4. 未公開株コールセンター被害相談状況①

本協会未公開株通報専用コールセンター（平成23年4月～9月データ）

➤相談件数と募集形態

（累計 2,872件、1日当たり 24件）

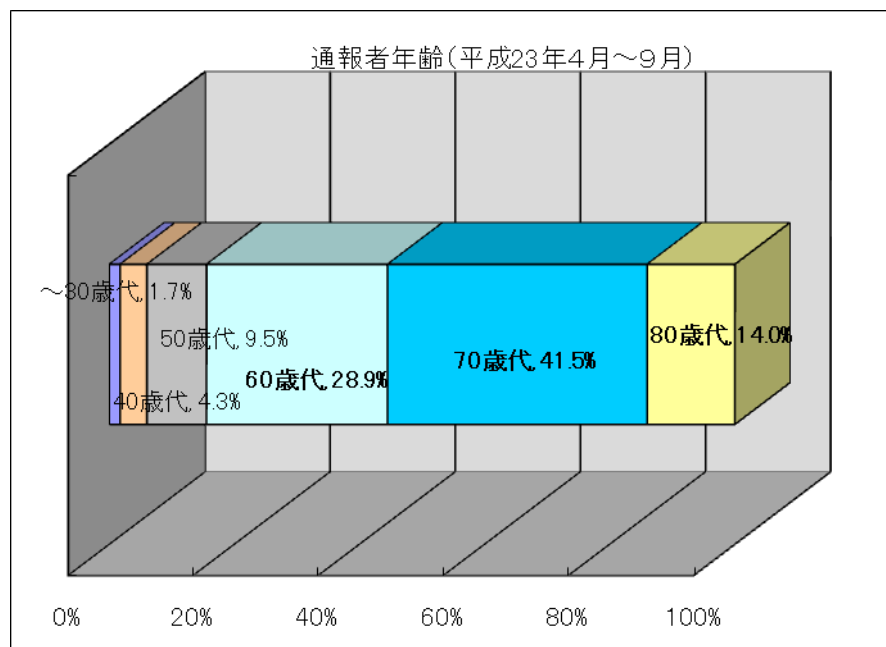


4. 未公開株コールセンター被害相談状況②

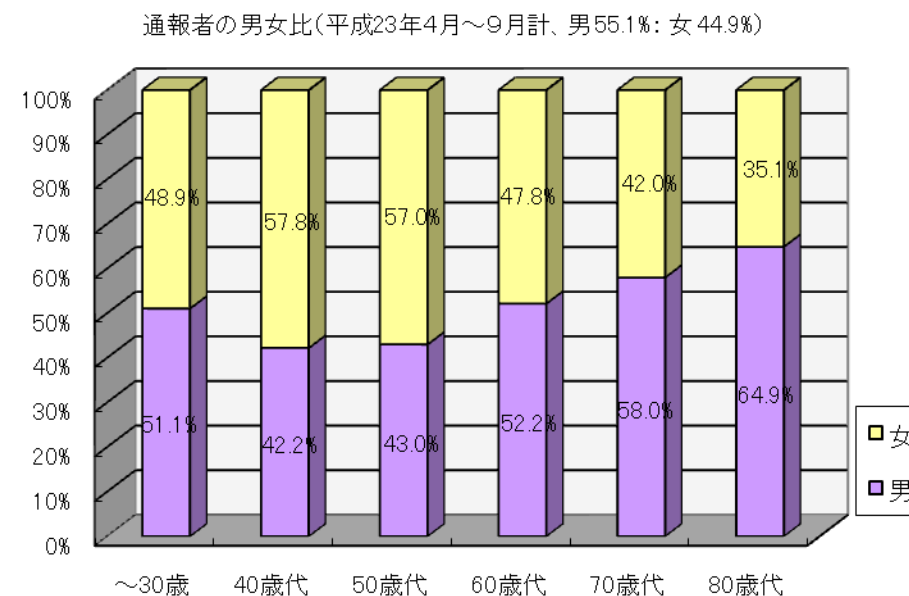
本協会未公開株通報専用コールセンター（平成23年4月～9月データ）

➤ 相談者年齢

（60歳以上 84%）



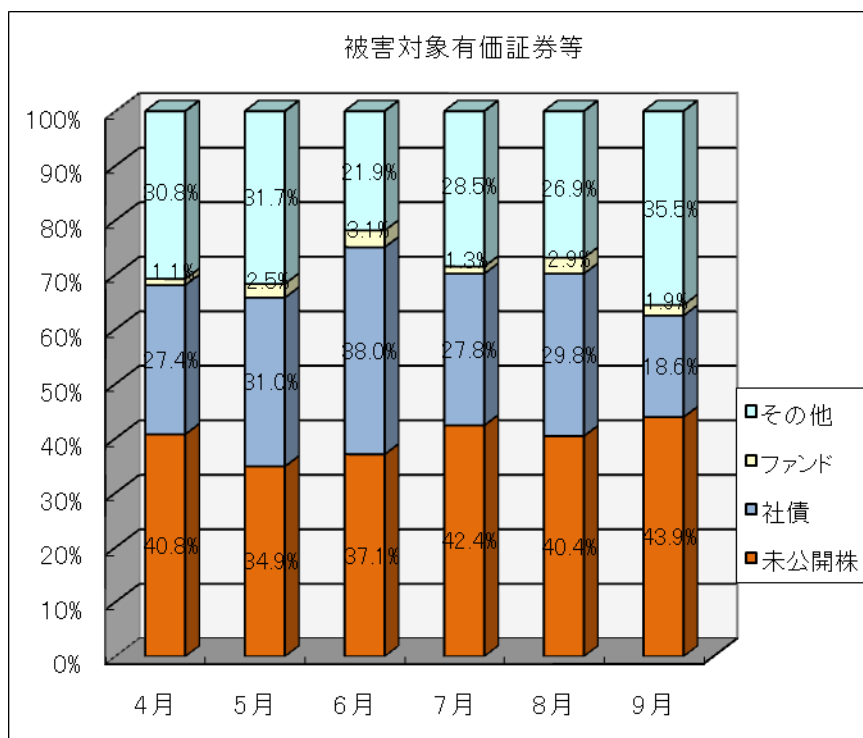
➤ 相談者の男女比



4. 未公開株コールセンター被害相談状況③

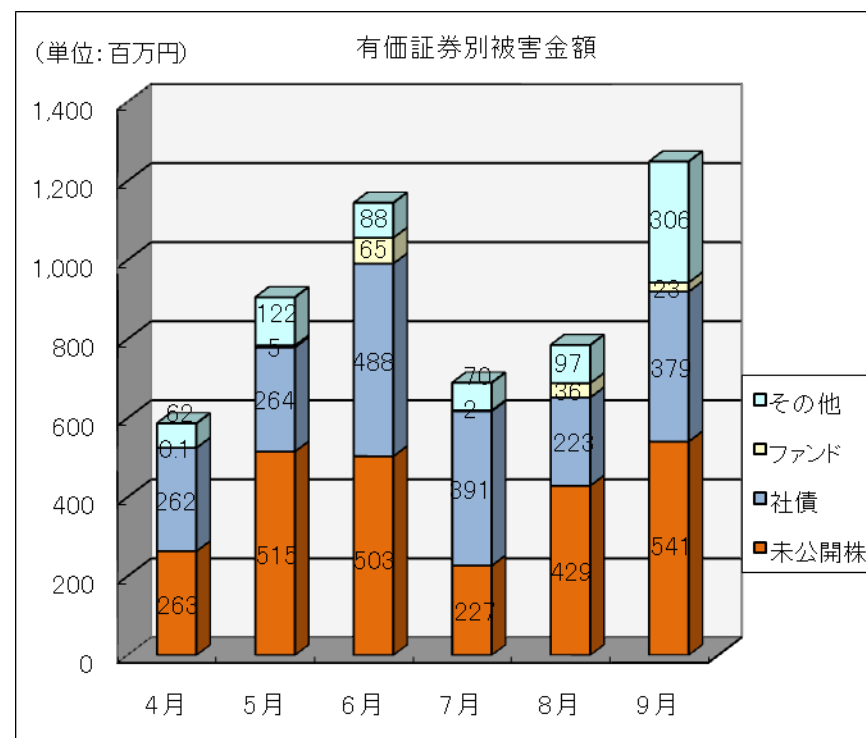
本協会未公開株通報専用コールセンター（平成23年4月～9月データ）

➤被害対象有価証券



➤有価証券別被害金額

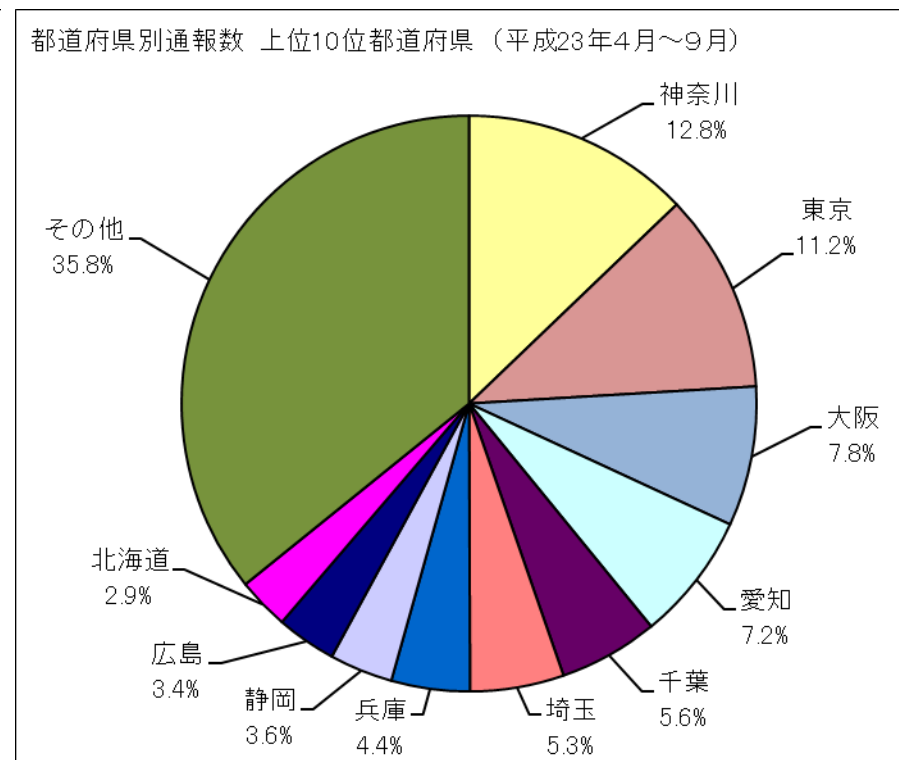
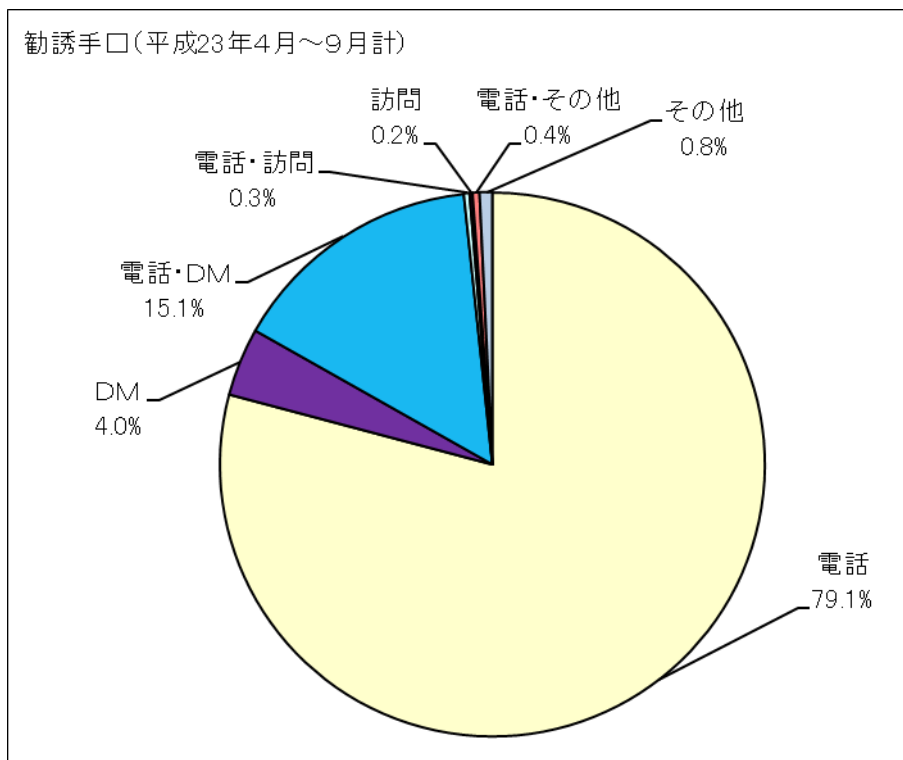
（累計 53億6,000万円、1通報平均 879万円）



4. 未公開株コールセンター被害相談状況④

本協会未公開株通報専用コールセンター（平成23年4月～9月データ）

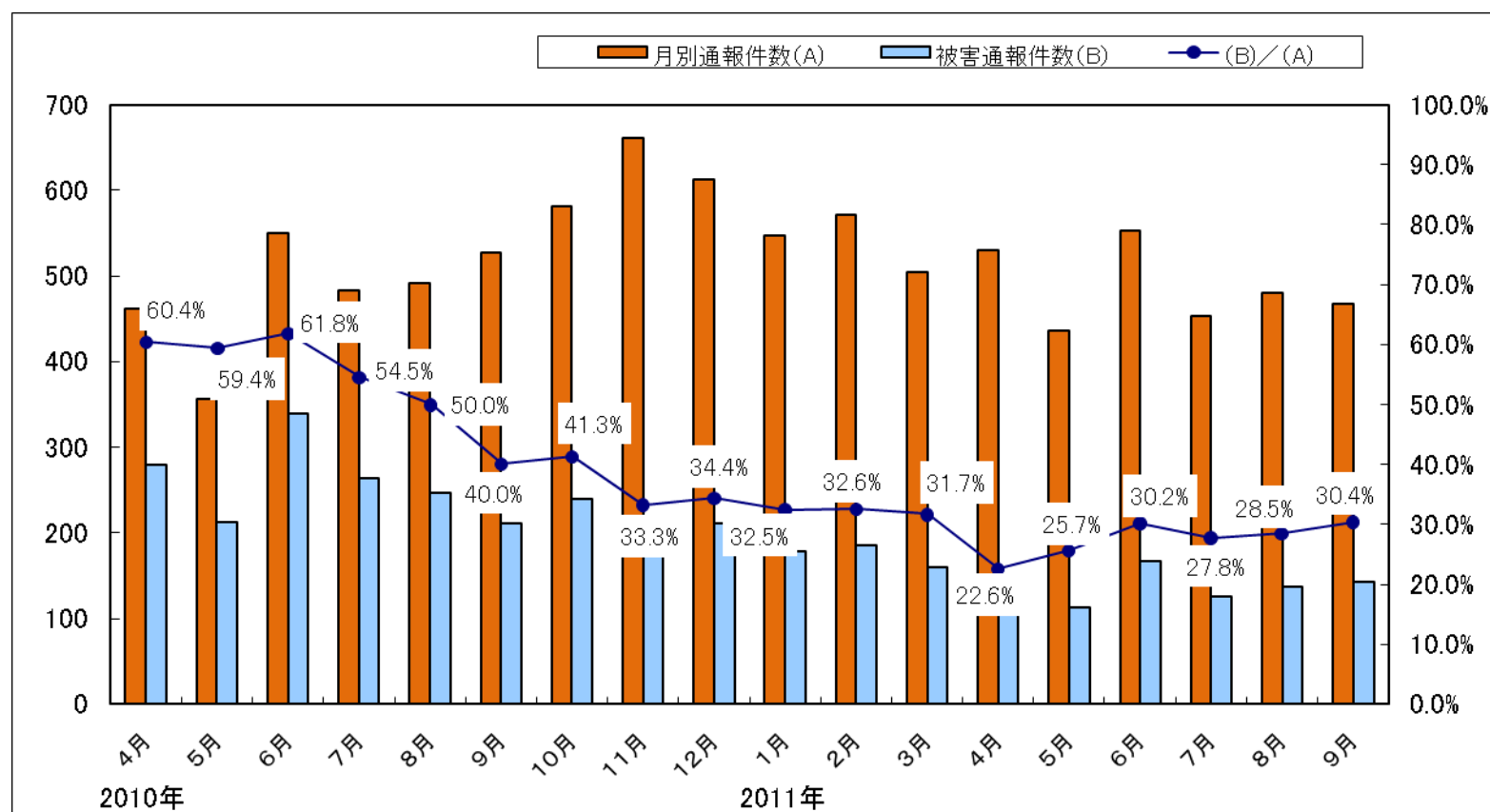
➤ 勧誘手口



4. 未公開株コールセンター被害相談状況⑤

本協会未公開株通報専用コールセンター（平成22年4月～平成23年9月データ）

➤ 通報件数に占める被害通報件数



5. 未公開株・社債等詐欺の巧妙な勧誘手口①

■ 劇場型

- 「A社の未公開株を買わないか」と勧誘の連絡後、別の事業者が「A社の株は有望だから持っていれば譲ってほしい」と持ちかけてきます。しかし、実はこの事業者らはグルで、未公開株を買った後、事業者とは連絡がつかなくなってしまう。

■ 公的機関装い型

- 金融庁や消費者庁などの名前をかたり、消費者を安心させ、取引の勧誘を行ってきます。行政機関が個別銘柄の推奨や取引の勧誘を行うことはありません。
- 証券会社、証券仲介業の名前を騙られるケースも。(金融庁ホームページに社名が載っている。)

■ 代理購入型

- 代わりに購入してくれれば謝礼や高値買取りを約束すると話をもちかけてきます。

■ 被害回復型

- 公的機関や未公開株トラブルの被害救済をしていると名乗る団体等が、手数料や報酬、当該団体から別の未公開株などを購入すれば、購入代金を取り戻してあげると勧誘してきます。

■ その他

- 「元本確保」、「高利回り」、「確実な利益」と勧誘してくる事業者は要注意です。また、一流ホテルで投資説明会が行われるものやインターネット上での募集等も注意が必要です。

5. 未公開株・社債等詐欺の巧妙な勧誘手口②

■ 複数の業者が登場する「劇場型」

- A社から電話があり、「C社の株を持っていないか。持っていれば高値で買い取る」と言われたが、持っていなかったため断った。その後、B社から「C社の未公開株を1株150万円で買わないか」と電話があった。そこでA社に相談したところ「ぜひ買って。400万円で買い取る」と言われたので、B社に電話し、値切って140万円で購入した。買い取りをしてもらおうとA社に電話しているが、連絡が取れない。後になって、A社とB社のFAX番号が同じだと気付いた。
(契約年月:2009年6月、60歳代・男性・北海道)
- ✓ 業者が従来どおりに「上場間近」などと未公開株を勧めても消費者は断るが、別の業者から「当該未公開株は値上がり確実なので、持っていれば高値で買い取る」などと言われると、未公開株を転売目的で購入してしまう。しかし、転売しようとしても「もう買い取りはしていない」と断られたり、連絡が取れないといったケースがほとんどである。また、事例のように複数業者が同一業者だったり、共謀して消費者をだまそうとしている可能性が極めて高い。

(国民生活センター発表資料)

■ 消費者を安心させる「公的機関装い型」

- D社から自社の未公開株の勧誘電話があった。資料が届いても信用していなかったが、後日、金融庁を名乗る女性から「未公開株による詐欺を調査中。被害に気がつけるように」と電話があった。そのとき「上場予定の企業の情報」としてD社の名前を告げられたためすっかり信用してしまい、D社に300万円を支払ってしまった。今になってだまされたように思う。
(契約年月:2009年6月、70歳代・女性・千葉県)
- ✓ この手口では、勧誘業者とは別の業者が金融庁や証券取引等監視委員会、消費生活センターなどの公的機関を装い、「未公開株の被害を調査している」「未公開株の被害者にアドバイスを行っている」などと電話をかける。そして、消費者が勧誘されている未公開株や保有している未公開株について相談すると「その業者は大丈夫」などと言って、消費者を安心させている。
- ✓ この場合も「劇場型」のように、勧誘業者と公的機関を名乗る業者とが共謀して消費者をだまそうとしている可能性が極めて高い。

(国民生活センター発表資料)

5. 未公開株・社債等詐欺の巧妙な勧誘手口③

■ 謝礼や高値買い取りを約束する「代理購入型」

- E社の営業員から自宅に電話があり「F社の未公開株を
買いたい人がいるのだが、事情があって買うことが
できない。代わりに買ってあげれば、購入代金とは別にお
礼として50万円支払う」と言われ、F社から未公開株を38万
円で購入した。株券が届いたら現金88万円と交換する
約束だったので、E社に電話をしたところ「金融庁から指
示があり、行けなくなった。また連絡する」と言われたき
り、連絡が取れなくなった。

(契約年月:2009年5月、70歳代・男性・愛知県)

- ✓ 業者が「一人が購入できる株数が決まっているが、それ
以上買いたい人がいる」などと説明し、「代わりに購入し
てあげれば、お礼を支払う(高値で買い取る)」と消費者
に持ちかけるが、買い取りが実行されなかったり、業者
と連絡が取れなくなる。

(国民生活センター発表資料)

■ 被害回復をうたって未公開株を購入させる「被害 回復型」

- 3年前に未公開株を810万円購入したことがある。最近、
投資会社を名乗るG社から電話があり、「過去の被害を
全額回復してあげる。ただし、条件としてH社の未公開株
を80万円で購入してもらおう」と言われた。明日駅前で会う
約束をしており、810万円が取り戻せるなら80万円くらい
の負担は止むを得ないとも思っている。

(契約年月:2009年7月、70歳代・女性・福島県)

- ✓ 未公開株を購入したことのある消費者に「あなたが過去
に購入した未公開株を買い取って、被害を回復してあげ
る」などと電話をかけるケースが多い。しかし、そのため
には消費者が事前に別の未公開株を購入したり、手数
料を支払ったりすることが条件である。

- ✓ 被害を少しでも回復しようと消費者が購入代金や手数料
を支払っても、買い取りは実行されず、最後は業者と連
絡が取れなくなるため、被害は回復どころか拡大してし
まう。

(国民生活センター発表資料)

5. 未公開株・社債等詐欺の巧妙な勧誘手口④

■ その他

＜諦めていた未公開株が上場することになったとって安心させる手口＞

- 「保有している未公開株が秋に上場することが決まったが、上場之际して売買できる単位が100株なので、保有している60株だと流通できないから40株買い増してくれ。」と連絡がきた。
- 「秋に上場することが決まったが、その前に株式交換で上場できる株券に交換するので10万円手数料がかかる。(M&Aでの株式交換、会社分割で株式の交換が必要とって手数料を要求する。)」と連絡がきた。
- 上場が近づいたので、株式分割して株数を増やすことになった。ついては、増えた株数分について手数料がかかる。
- ✓ 消費者は、今まであきらめていた未公開会社の上場が決まったと聞いて、騙されていたかもとの思いが安心に変わり、買い増しや手数料の支払いに応じてしまう。しかし、何時まで経っても上場せず、業者とも連絡が取れなくなってしまった。

＜法的手続き、制度変更を謳う手口＞

- 株券電子化に伴い、今持っている株券は無効になる。その代わり電子的に登録されるので、手数料が必要だ。
- ✓ 電子化が行われているのは、上場株券だけ。
- ○○証券を騙り、未公開会社X社は偽装倒産のため裁判所より出資金返済の話があるので手続きが必要だ。○○証券の顧問弁護士と名乗る者から、手続きは無料だが、ボランティアという訳にもいかないの、某リゾート会員権を買って欲しいと言われた。
- ✓ 弁護士が代わりの商品などの購入を勧誘することはありません。
- 預金保険機構を名乗り、振り込め詐欺救済法に基づき、未公開会社Y社の預金口座に残っていたお金の分配をするので、所定の手数料を払った上で必要な手続きをしてくれと言われた。
- ✓ 預金保険機構が、直接、被害者に連絡することはありません。

5. 未公開株・社債等詐欺の巧妙な勧誘手口⑤

■ その他（未公開株以外）

<社債の購入の勧誘>

- 練馬区で選ばれた方だけに購入できる社債(利回り6%~12%)のパンフレットが送られてきて、代理購入の依頼の電話が入る。その後社債申込書が送られてくる。
- ✓ 社債の勧誘も無登録ではできない。社債は元本保証ではなく、高い金利の社債を勧誘している会社は連絡が取れなくなることが多い。
- 保有している未公開株は詐欺銘柄だから買い取ってあげる。その代わりにX社の転換社債を買って欲しい。
- ✓ 転換社債を買ってしまうと連絡が取れなくなる。被害救済といって手数料の請求や代わりの株を購入させる二次被害。
- 上場したら5倍になる価値があるY社の社債を買って欲しい。それを2倍で買い取るから。
- ✓ 上場することで社債の価値が5倍になるようなことはあり得ない。
- ☞ 「高利回り」、「元本確保」と謳って未公開会社が発行する社債の勧誘を行う手口が増加しています。

<ファンド、通貨の勧誘>

- 環境技術や新エネルギー開発を行っている未公開株に投資する有限責任投資事業組合を組成したので1口20万円で投資しないかと勧誘され、10口購入した。最初のうちは結構良い配当があったので、勧められて追加で10口購入してから、配当もこなくなった。業者に連絡しても繋がらなくなっているし、突然、運用に失敗したから解散するという通知がきた。
- ✓ 世相を反映したような未公開会社を紹介して、勧誘しているため、消費者は未公開株を購入したのかファンドを購入したのか分かっていないケースが多い。また、業者は初めから解散ありきで勧誘している可能性が高い。
- ✓ ファンドの販売も無登録では違反。登録していても実態のない会社や既に倒産している会社の名前を使っている場合もあるので相当な注意が必要。
- イラクが復興すれば貨幣価値が上がり儲かるといってイラクディナール外国為替取引を勧誘された。
- ✓ 将来数百倍になるといって法外な為替レートで取引させる手口です。将来の値上がりが保証されているわけではありませんし、通貨が変わる可能性などのリスクが高いことに注意して下さい。

5. 未公開株・社債等詐欺の巧妙な勧誘手口⑥

■ その他（証券・協会関係）

<グリーンシート銘柄が悪用された手口>

- グリーンシート銘柄である日本ティーエムアイの株式について、当該発行体以外の第三者が発行体及び関係者を名乗り勧誘を行っているケースが見受けられた。
その際、当該発行体に関するDMが郵送されてきた後に、証券会社の従業員を名乗る男性から電話があり、グリーンシート銘柄は日本証券業協会に登録されているから安心して取引できるとすすめられた。
また、Y研究所の調査員を名乗る女性から、未公開株の被害に注意するように言われた後に、日本ティーエムアイはグリーンシート銘柄のトップ銘柄で将来上場する予定だから今買っておくと得ですよと勧められた。
- ✓ グリーンシート銘柄は、取扱証券会社しか勧誘が行えませんが、十分ご注意ください。

(※ 日本ティーエムアイは、平成23年9月1日にグリーンシート銘柄の指定取り消しとなっております。)

<証券会社、日本証券業協会を騙る手口>

- 証券会社の従業員を装った者が、当該証券会社が社債を発行すると偽って、社債の勧誘を行い、買付代金の振込先として、複数の金融機関において、当該証券会社の社名の一部が入った口座が開設され、実際に利用されていたという事例の報告があった。
- ✓ 当該証券会社は、ホームページ等を通じて注意喚起を実施。
- ✓ 協会から、全国銀行協会に対し、傘下の金融機関に証券会社名を利用した怪しい口座には注意して下さるよう申し入れを行った。
- ✓ 協会から証券会社にも上記内容の注意喚起分を発信した。
- 協会が実施している外務員資格試験の受験結果通知を模した書面あるいは架空の「登録外務員証」を用いて、未公開株等の勧誘を行っていた事例が明らかになった。
- ✓ 協会では「登録外務員証」は発行していない。
- ✓ その旨を含めてホームページ等を通じて注意喚起を実施。

6. 未公開株・社債等の被害にあわないためのアドバイス

1. きっぱりと断ること

- 「必ず儲かる」「被害回復できる」などの説明を信じて、業者にいったんお金を払ってしまうと、販売業者と連絡がとれない、説明どおりに上場しないばかりか発行会社が倒産して未公開株券が紙クズになってしまう、などの被害は非常に多い。
- 「あなただけが儲かる」ようなうまい話はないので、きっぱり断ること。また、「〇名限定」などと業者に急かされても、あせってお金を支払わないこと。

2. これまで未公開株・社債等を購入したことがある人は特に注意すること

- 二次被害にあわないように注意を。
- 過去に未公開株・社債等を購入したことがある消費者をねらって、複数業者が執ように勧誘したり、「被害回復」をうたって消費者をだますケースがある。過去の契約情報をもとに勧誘する業者の話は信じないこと。

3. 社名、事業内容に注意すること

- 「エコ」、「エネルギー」、「バイオ」、「レアメタル」といった流行の社名や事業内容での勧誘の場合は、特に注意を。
- 東日本大震災発生以降、被災地の復興支援を謳った勧誘や原発事故に絡めて風力発電や土壌改良をする会社の未公開株の勧誘が増加。

4. トラブルにあったら、すぐに消費生活センター等に相談すること

- 高齢者のトラブルをみると、二次被害が目立つ。また、「絶対に儲かる」「損を取り戻せる」などの業者の説明を信じ、被害にあったことすら認識していない高齢者も多いため、家族など周囲の人が日頃から気をつけること。
- 断り切れずに契約してしまったり、あやしいと思ったら、すぐに家族や消費生活センター等に相談すること。

7. 未公開株・社債等トラブル連絡先

- 日本証券業協会（未公開株通報専用コールセンター） 0120-344-999
未公開株の被害相談へのアドバイス、情報集約
(フリーダイヤル 平日 9:00~11:30、12:30~17:00)

- 金融庁（金融サービス利用者相談室） 0570-016811
(ナビダイヤル 平日 10:00~16:00)
※ IP電話・PHSからは、03-525
1-6811
6-6699
FAX 03-350

- 警察庁（警察総合相談電話番号） #9110（全国共通）
※ ダイヤル回線及び一部のIP電話で不通
の場合は、
都道府県警察の相談窓口へ

- 消費生活センター（消費者ホットライン） 0570-064-370

END

未公開株・社債等の勧誘にはご注意を！